

大阪市告示第977号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年7月12日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

2025年日本国際博覧会

大阪市此花区夢洲一丁目地先

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 事務総長 石毛 博行

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年4月13日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

20,542㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地北東側 隔地駐車場②	182台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
----	------

敷地北東側	187台 (うち原付10台)
-------	-------------------

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
敷地南東側	1,287 m ²

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
敷地南東側 一般廃棄物保管施設	4,092.0 m ³
敷地南東側 再生利用対象物保管施設	
合計	4,092.0 m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前9時00分	午後10時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
敷地北東側 隔地駐車場②	午前7時00分から翌午前0時00分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
敷地北東側 隔地駐車場②	出入口1箇所 (隔地駐車場② 北西側)

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
敷地南東側 荷さばき施設	24時間

2 届出年月日

令和6年6月28日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O' s 棟南館4階

② 此花区役所まちづくり推進課

大阪市此花区春日出北一丁目8番4号 此花区役所3階

(2) 期間

令和6年7月12日(金)から令和6年11月12日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月12日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)